

議員提出議案第 6 号

ヘイトスピーチの禁止等に関する法の整備を求める意見書

このことについて、次のとおり、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、及び法務大臣に意見書を提出する。

平成 27 年 9 月 17 日

提出者	三朝町議会議員	清	水	成	眞
賛成者	三朝町議会議員	吉	田	道	明
賛成者	三朝町議会議員	山	田	道	治
賛成者	三朝町議会議員	牧	田	武	文
賛成者	三朝町議会議員	山	口		博
賛成者	三朝町議会議員	中	信	貴	美代

ヘイトスピーチの禁止等に関する法の整備を求める意見書

我が国では、これまで外国人に対する差別や偏見をなくす啓発活動に取り組んできたところであるが、昨今、特定の国籍の外国人や人種、民族への差別をおおる、いわゆるヘイトスピーチが社会問題となっている。

最高裁判所は平成 26 年 12 月 9 日付けの決定で、ヘイトスピーチを行った団体の発言を人種差別撤廃条約で禁じられた人種差別に該当すると認定するとともに、同団体の示威活動等の行為が表現の自由によって保護されるべき範囲を超えているとして、この行為の差し止めを命じた下級審判決に対する上告を棄却し、確定させたところである。

また、平成 26 年 8 月 28 日に国連人種差別撤廃委員会が採択した日本政府に対する最終見解では、ヘイトスピーチを監視し対処するための措置が、抗議する権利を奪う口実として使われるべきでないと述べつつも、ヘイトスピーチ等から保護する必要がある社会的弱者の権利を擁護する重要性を指摘している。そして、ヘイトスピーチを行った個人や団体を捜査し、必要な場合には起訴すること、また、ヘイトスピーチを広めたり、憎悪を扇動した公人や政治家に対して適切な制裁措置をとること等が勧告された。

このような国内外の情勢を踏まえながら、国においては、現行法令の見直し

も含め、ヘイトスピーチを禁止する等の必要な法の整備を行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

平成 27 年 9 月 17 日

鳥取県東伯郡三朝町議会